

大阪市条例第22号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第10条 〔略〕	第10条 〔同左〕
〔2～7 略〕	〔2～7 同左〕
8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	8 〔同左〕
〔(1)～(3) 略〕	〔(1)～(3) 同左〕
(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額	(4) <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
〔(5)・(6) 略〕	〔(5)・(6) 同左〕
〔9・10 略〕	〔9・10 同左〕
11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就</u>	11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数</u>

業促進手当について同条第４項の規定によ
り基本手当を支給したものとみなされる日
数に相当する日数分の第１項又は第３項の
規定による退職手当の支給があつたものと
みなす。

[削る]

[削る]

[12~14 略]

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき

〔(2) 略〕

[2~4 略]

分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イ
に該当する者に係る就業促進手当に相当
する退職手当 当該退職手当の支給を受
けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロ
に該当する者に係る就業促進手当に相当
する退職手当 当該就業促進手当につい
て同条第5項の規定により基本手当を支
給したものとみなされる日数に相当する
日数

[12~14 同左]

(退職手当の支払の差止め)

第13条 [同左]

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき

[(2) 同左]

[2~4 同左]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

〔(1) 略〕

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

〔(3) 略〕

〔6～10 略〕

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又

5 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

〔(3) 同左〕

〔6～10 同左〕

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 〔同左〕

は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき

[(2)・(3) 略]

[2～6 略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条にお

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき

[(2)・(3) 同左]

[2～6 同左]

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 [同左]

いて「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき

[(2)・(3) 略]

[2～6 略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 [略]

[2・3 略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

[5～8 略]

附 則

第11条 令和9年3月31日以前に退職した職

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき

[(2)・(3) 同左]

[2～6 同左]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 [同左]

[2・3 同左]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

[5～8 同左]

附 則

第11条 令和7年3月31日以前に退職した職

員に対する第10条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、第11条第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあ

「イ 雇用保険法第22条第2項に規
るのは

ウ 特定退職者であつて、雇用保
定する厚生労働省令で定める理由により就
険法附則第5条第1項に規定する地域内に
職が困難な者であつて、同法第24条の2第
居住し、かつ、第11条第2号に規定する退
1項第2号に掲げる者に相当する者として
職手当管理機関が同法第24条の2第1項に
市規則で定める者に該当し、かつ、第11条
規定する指導基準に照らして再就職を促進
第2号に規定する退職手当管理機関が同法
するために必要な職業安定法第4条第4項
第24条の2第1項に規定する指導基準に照
に規定する職業指導を行うことが適当であ

員に対する第10条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、第11条第2号に規定する退職手当管理機関が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあ

「イ 雇用保険法第22条第2項に規
るのは

ウ 特定退職者であつて、雇用保
定する厚生労働省令で定める理由により就
険法附則第5条第1項に規定する地域内に
職が困難な者であつて、同法第24条の2第
居住し、かつ、第11条第2号に規定する退
1項第2号に掲げる者に相当する者として
職手当管理機関が同法第24条の2第1項に
市規則で定める者に該当し、かつ、第11条
規定する指導基準に照らして再就職を促進
第2号に規定する退職手当管理機関が同法
するために必要な職業安定法第4条第4項
第24条の2第1項に規定する指導基準に照
に規定する職業指導を行うことが適当であ

らして再就職を促進するために必要な職業 ると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 安定法第4条第4項に規定する職業指導を 行うことが適当であると認めたもの とす 」 る。	らして再就職を促進するために必要な職業 ると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 安定法第4条第4項に規定する職業指導を 行うことが適当であると認めたもの とす 」 る。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第8項（第4号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した改正後の条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びに附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。